

## 令和4年度入札・契約制度改革の概要について

### 1. コンサルタント案件への前払金制度の導入

現在、本市においては既に工事案件に前払金制度を導入しているところですが、委託期間中に受注者が受託業務に関して支払いが発生すること、また、京都府や京都市など近隣他団体においても既に導入していることから、コンサルタント案件においても前払金制度を導入することとします。

対象案件は予定価格100万円以上の案件とし、前払金の限度額は契約金額の3割とします。また、令和4年10月1日以降に公募を開始する案件から適用することとします。

### 2. 発注区分の見直し

下記の見直しについて、令和4年5月1日以降に公募を開始する案件から適用します。

#### (1) 一般土木工事の一部見直し

予定価格概ね3億円から概ね5億円までの一般土木工事の案件の参加要件については、適正な競争環境が確保できると認められた場合、市内業者の受注機会の拡大のため、構成員（子）を市内業者とする共同企業体（JV）としているところを、代表者（親）、構成員（子）ともに市内業者とする共同企業体（JV）とします。

#### (2) 塗装工事の見直し

塗装工事の案件の参加要件については、適正な競争環境を確保するため、最希望をする業者としているところを、最希望又は希望をする業者とします。

#### (3) 管工事の一部見直し

適正な競争環境を確保するため、管工事の発注区分のうち、予定価格1,000万円未満の案件を経審点数699点以下から729点以下へ、予定価格3,000万円から概ね1億円未満の案件を経審点数700点以上から730点以上へ見直しをします。

#### (4) 地質調査業務の一部見直し

京都府発注の地質調査業務の受託状況や履行状況を踏まえ、本市発注においても同様の発注区分とすることが適当であることから、地質調査業務の発注区分のうち、府内に本店を有する業者に限り参加できる案件を概ね500万円未満から概ね1,000万円未満へ、府内に本店・支店・営業所を有する業者に限り参加できる案件を概ね500万円以上概ね1,000万円未満から概ね1,000万円以上概ね2,000万円未満へ見直しをします。

### 3. その他

#### (1) 宇治市随意契約ガイドラインの改訂

最近の発注状況を踏まえ、別紙のとおり、宇治市随意契約ガイドラインを改訂しました。

#### (2) 入札契約結果等のホームページにおける公表

入札契約結果を容易に把握することができるようにするため、一定期間の入札契約結果について一覧形式にまとめ、ホームページにおいて公表することとします。

また、契約事務のなお一層の透明化を図るため、これまでの配架による公表に加え、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する少額随意契約を除き、随意契約の処理がされた契約案件についてホームページにおいて公表することとします。

# 宇治市随意契約ガイドライン

宇治市総務部契約課

令和4年3月

# 目 次

1	はじめに	2
2	ガイドラインの適用範囲	2
3	随意契約とは	2
4	根拠法令	4
5	留意すべき事項	5
6	随意契約が可能な場合	6
7	契約情報の公表	2 1
8	見積徴取に当たっての注意点	2 2

## **1. はじめに**

このガイドラインは、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの各号に規定する随意契約について、解説と注意点を示すとともに事例を例示し、公平で公正な契約事務に留意しつつ、随意契約によるべきか判断するために整理したものである。

随意契約は、競争入札に対して地方自治法及び地方自治法施行令が限定的に認めた例外的な契約手法であり、競争入札によることができず、やむを得ず随意契約とせざるをえない場合に認められた契約手法であることを十分に認識しておく必要がある。したがって、このガイドラインに例示あるものが直ちに随意契約となるわけではなく、案件ごとに緊急性や経済性を客観的に勘案し、随意契約とすることが合理的であるかどうかを慎重に判断しなければならない。

また、随意契約による場合は、随意契約とせざるをえなかった理由を十分に整理し、いっどこで理由を尋ねられても十分に説明できるようにしておかなければならない。

## **2. ガイドラインの適用範囲**

このガイドラインの適用範囲は、本市及び公営企業宇治市上下水道事業が締結する全ての契約とし、地方公営企業法の適用を受ける公営企業宇治市上下水道事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとする。

## **3. 随意契約とは**

随意契約とは、競争入札によらないで合理的に選定した者から見積書を徴取し、その者を相手方として契約を締結する契約方式である。

随意契約には2種類あり、複数の者から見積書を徴取して契約の相手方を

決定する競争見積による随意契約と、特定の者1者から見積書を徴取し、その者を契約の相手方として決定する特命随意契約がある。

随意契約によることができる場合は、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに規定されており、その各号に該当しなければ随意契約としてはならない。

**随意契約は、競争入札に対して地方自治法及び地方自治法施行令が限定的に認めた例外的な契約手法であり、競争入札によることができず、やむを得ず随意契約とせざるをえない場合に認められた契約手法であることを十分に認識しておく必要がある。**

#### 4. 根拠法令

地方自治法

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

- ・地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定により随意契約によることができる場合は、以下の表に掲げるとおりである。

号	趣 旨	略 称
第1号	予定価格等があらかじめ定める金額を超えないもの	少額随意契約
第2号	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	競争入札不適
第3号	身障者授産施設等で製作された物品の買い入れ、役務の提供	特定施設等
第4号	市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品の買い入れ	新商品生産者
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	緊 急
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき	競争入札不利
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき	著しく有利
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、再度の入札に付し落札者がいないとき	不落随契
第9号	落札者が契約をしないとき	不契約

## **5. 留意すべき事項**

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約とする場合は次の点に留意すること。

- (1) 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約としてはならない。
- (2) 用途に鑑み、品質や機能等において同等の他の物件が存在する場合には、競争入札とすることが原則となる。
- (3) 随意契約の各号に該当しないことが明らかな場合、また当該契約が随意契約によることができないことを承知の上で随意契約とした場合、その職員は責任を問われることとなる。
- (4) 特命随意契約とする場合は、どのような検証の結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程や理由を具体的に整理しておかないと、市民に対する説明責任を果たせなくなるため、以下の点に留意すること。
  - ① 近隣自治体や他課において類似業務が想定される場合、契約手法を確認すること。
  - ② 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者しかない状況を具体的に説明できること。
  - ③ 契約相手方が委託業務の主要な業務を再委託する実態はないか確認すること。
  - ④ 複数年同一業者と契約している場合、新規業者の参入がみられるといった業界の状況変化を常に注視し、複数業者の参加が可能となっていないか確認すること。
  - ⑤ 仕様等の変更や業務の分離分割等で競争入札ができる余地はないか確認すること。

## 6. 随意契約が可能な場合

### (1) 少額随意契約

第1号 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

**(解説)** 1件の予定価格(単価契約及び貸借契約においてはその予定総額)が、宇治市財務規則に定める額を超えない範囲とする随意契約。事務量がいたずらに増大し、効率的な行政運営を阻害させないために認められたもので「少額随意契約」と呼ばれる。

この場合は、競争見積による随意契約が原則であり、特命随意契約とするには相当の理由が必要である。

「普通地方公共団体の規則で定める額」

宇治市財務規則

(随意契約によることができる場合の予定価格の上限)

第109条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の予定価格の上限は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 工事又は製造の請負      | 1,300,000円 |
| (2) 財産の買入れ         | 800,000円   |
| (3) 物件の借入れ         | 400,000円   |
| (4) 財産の売払い         | 300,000円   |
| (5) 物件の貸付け         | 300,000円   |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 500,000円   |

**(注意点)**

- 随意契約の理由が他の号と競合する場合は、第1号を優先的に適用することとなる。
- 正当な理由なく案件を故意に上記の金額以下に細分化することにより適用するようなことがあってはならない。
- 単価契約の場合や、契約が複数年にまたがる場合で総額が上記の金額を上回る場合に少額随意契約はできないので注意すること。

## (2) 競争入札不適

第2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

**(解説)** 契約により取得しようとしている物品が特定の物であり、なおかつその取扱者が特定の者しか存在しない場合や、提供を受けようとしている業務の内容に関して必要な技術や資格が特定の者しか保有していない場合などに認められる特命随意契約で「競争入札不適」と呼ばれる。

また、プロポーザル方式、コンペ方式等により、高度な知識や豊富な経験、アイデアの提案能力等の審査による選定を経て契約する場合についても本号が適用される。

### (事例)

#### 〔物品・役務〕

- ① 情報処理システムについて、当該システムの著作権、特許権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改修、保守、点検等を実施する場合。
- ② 郵便葉書及び切手、収入印紙、新聞、官報等 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合。
- ③ 試験問題の印刷業務等、地方公共団体の業務において秘密にする必要がある場合。
- ④ 不動産の買入れ、古美術品の購入など契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合。
- ⑤ 市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合等特殊な性質を有する物品の買入れ、買入れ先が特定されている特殊な技術（特許等）を必要とする場合。
- ⑥ 特殊な規格、品質等が要求される場合等、地方公共団体が試験をするため物品の製造等をさせる場合。
- ⑦ 特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守点検業務や埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があり特定の者でなければ役務を提供することができない場合。
- ⑧ 既存の情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の情報処理システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合。

- ⑨ 市内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、健康診断業務等を実施する場合。
- ⑩ 施設の維持管理において、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む。）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合。
- ⑪ 契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由に基づき、あらかじめ契約の相手方が決定している場合。
- ⑫ 既存設備の増設や改造・改修等で、既設物と密接不可分の関係にあるため同一の者でなければ不可能又は著しく支障が生じるおそれがある場合。

### 〔 工 事 〕

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者でなければ施工できない場合。
- ② 当該業者が唯一保有する独自技術、又は当該業者のみが有しておりその他の業者では知り得ない技術（設計基準・設計図等）に基づかなければ、施工することが困難である設備等の場合。
- ③ 既設部分と当該工事で施工する部分が一体となって機能を発揮するような密接不可分の関係にあり、既設部分の施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備等の場合。
- ④ 実験研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工できる者が特定される場合。

### （ 注 意 点 ）

第2号と第6号は、見積依頼の相手方が1者となる場合が多い点について類似しているが、第2号はその者しか履行できない場合であるのに対し、第6号は履行者が極めて限定されるものの履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

### (3) 特定施設等

第3号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

**(解説)** 障害福祉等の増進といった政策目的のために随意契約を締結することができる。宇治市においては「宇治市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設からの物品調達の目標を定め、その調達に努めている。

この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約であり、工事契約は該当しない。

なお、本号は次のように種別することができる。

- ① 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約
- ② 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
- ③ シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- ④ 母子福祉団体等から役務の提供を受ける契約

**(注意点)**

第3号を適用し、随意契約を締結するためには、「財務規則第109条の2に規定する手続に係る公表事務取扱要領」に基づき、契約内容を公表する必要があるので注意すること。

#### (4) 新商品生産者

第4号 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

**(解説)** 地方自治法施行令の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約により行うことができることとされている。

あらかじめ必要な基準を定めて公表し、地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた企業から新商品を購入するときなどに随意契約とすることができる。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事契約は該当しない。

#### **(注意点)**

第4号を適用し、随意契約を締結するためには第3号と同様に「財務規則第109条の2に規定する手続に係る公表事務取扱要領」に基づく公表が必要となる。

## (5) 緊急

第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

**(解説)** 「緊急の必要」とは、災害時等において競争入札の方法による手続を執っていたのでは、その時機を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、市にとって著しく不利益を被る場合である。

なお、「宇治市業者選定委員会設置規程」第13条第3項に規定する、いわゆる「緊急課長委任案件」に該当するもの全てが、直ちに本号の適用となるものではない。

### (注意点)

- 緊急性が客観的に認められる必要があり、事務処理が間に合わない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないという理由では、第5号を適用することはできない。
- 緊急の対応をしなければ、重大な市民生活等への影響が生じるおそれがあることが必要である。
- 市民生活等への影響を考慮して判断するものであり事故や故障をもって、直ちに随意契約できるものではない。
- 時間が許す限り、複数の者から見積を徴取するなど、経済的な合理性にも留意することが必要である。

## (事例)

### 〔物品・役務〕

- ① 感染症（高病原性鳥インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）発生時に、感染拡大を防止するため緊急に必要とする物品の購入や業務の委託。
- ② 情報処理システムを通じた申請に基づき市民サービスを提供している場合で、システムトラブルが生じ、緊急に復旧をしなければ市民生活に多大な損害や利便性の低下が生じる場合における復旧業務。
- ③ 設備機器等の故障に伴う業務。

- ・水道・下水道施設等の設備機器等が故障し、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急業務。
  - ・エレベーター、空調等設備機器、遊具等設備の緊急修繕等、予見不可能な業務が発生した場合で、即時の対応が求められる業務。
  - ・防災機能を保持する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない防災施設、排水施設等の設備機器等の故障時に行う応急業務。
- ④ 衆議院の解散による総選挙など法令等の規定により定められた期間が短い場合において、緊急に必要とする備品の調達や業務を委託する場合。

## 〔工 事〕

- ① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事。
- ・河川において堤防が崩壊した場合の応急工事。
  - ・道路陥没等により交通に支障をきたしている場合の応急工事。
- ② 電気・機械設備の応急工事。
- ・水道・下水道施設等の設備機器等が故障し、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急工事。
  - ・防災機能を保持する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない防災施設、排水施設等の設備機器等の故障時に行う応急工事。
- ③ 供用施設の損壊又は不具合に係る応急工事。
- ・水道、下水道施設等の管渠の破損等により、道路陥没や浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う応急工事。
  - ・施設等の破損又は不具合により、水質汚濁等、環境への被害をもたらすおそれがある場合に行う応急工事。
  - ・建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性又は安全性を損なう場合に行う応急工事。
- ④ 災害や事故を未然に防止するための応急工事。
- ・堤防崩壊等の危険な箇所が判明し、直ちに施工しないと被害が拡大するおそれがある場合の応急工事。
  - ・交通事故等による二次災害を防止するための応急工事。

## (6) 競争入札不利

第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

**(解説)** 特定の者と契約することにより、経費の節減ができる、期間が短縮できる、質の高い履行を確保することができる等、契約の履行に著しく有利な条件が想定され、競争入札によると市にとって不利となる場合に認められる随意契約である。

「不利と認められるとき」の判断は、具体的な事実に基づき行う必要があり、恣意的な判断は許されない。

### (注意点)

- 現に契約履行中の者に直接的に関係する契約で、具体的に経費の節減や期間の短縮などが認められる必要がある。
- 速やかに契約をしなければ、市にとって有利な契約をする機会を失うこととなり、その結果、不利な条件により契約をしなければならないこととなるおそれが認められる必要がある。
- 契約の履行に当たり、ノウハウや特殊なデータ等を習得している、業務について相当な習熟が認められる、市民との信頼関係が既に醸成されているといった場合にも認められる。

### (事例)

#### 〔物品・役務〕

- ① システムに係る業務に当たり、ネットワーク情報を公開することによりセキュリティ上大きな支障が生じる業務。
- ② 入札の結果不調となり落札者が決定しなかった場合において、新たな入札を執行して契約するまでの間、必要最小限の期間に現契約者と契約する業務。
- ③ 予算成立後に次の入札を執行して契約するまでの間、施設管理業務のような業務の停止が許されない業務において現契約者と契約する業務。

- ④ 現に履行中の者に引き続き履行させた場合、経費の節減や期間の短縮が確保できる等有利と認められる業務。
  - ・ 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務。
  - ・ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務。
- ⑤ 業務履行中の者の事情により履行できなくなったことによる残業務で、早急に着手しなければ市民生活に影響が生じ、市も損害を被る可能性があるとして認められる業務。
- ⑥ 契約締結が遅滞した場合、価格が暴騰又は暴落して、著しく不利な価格で契約を締結しなければならないおそれがある物品。
- ⑦ 複数単価契約による競争見積の場合。
- ⑧ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合。
- ⑨ 機器、設備、情報処理システム等の維持管理において、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者による履行では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明などの対処が困難になることが認められる場合。

## 〔 工 事 〕

- ① 本体工事を施工中の者に、当初予期し得なかった理由により必要となった追加工事を発注する場合、経費の節減や工期の短縮が認められる場合。
- ② 本体工事と密接に関連する付帯工事を同一の者に発注することにより、経費の節減や工期の短縮が認められる場合。
- ③ 既に施工中の工事と一部重複する工事であるため、同一の者に発注することにより、安全かつ円滑で適切な施工ができ経費の削減や工期の短縮が認められる場合。
- ④ 他の発注者の発注による施工中の工事と近接する場所の工事、同一の者に発注することにより、安全かつ円滑で適切な施工ができ経費の削減や工期の短縮が認められる場合。
- ⑤ 前工事で使用した仮設備を後工事において引き続き使用できる工事であるため、同一の者に発注することにより、安全かつ円滑で適切な施工ができ経費の削減や工期の短縮が認められる場合。
- ⑥ 工事施工中の者の事情により施工できなくなったことによる残工事で、早急に着手しなければ市民生活に影響が生じ、市も損害を被る可能性があるとして認められる工事。

**(注意点)**

第6号と第2号の違いについては、第2号の注意点を参照。

(7) 著しく有利

第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

**(解説)** 「時価に比して著しく有利な価格」の考え方については、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して優位であり、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

**(注意点)**

「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、競争入札に付した場合より安価になる事の判断もまた明確にできるものではないことから第7号を適用する場合は、徹底した市場調査を行う等、慎重に判断すること。

また、工事に関しては公共工事の品質確保という観点においても、さらに慎重な判断が求められる。

## (8) 不落随契

第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

**(解説)** 競争入札に付したが、その入札への参加者が全くない、又は再度入札に付したが落札者がいない場合で、指名業者を変更しても同じ結果になることが想定されるか、その期間をとることが不可能な場合に認められる随意契約である。この条項は、競争入札に付すことが前提であり、競争入札の結果、落札者が決定しなかった場合に適用されるものである。

### (注意点)

国土交通省では、不落随意契約は原則廃止するという運用が執り行われており、本市の運用もそれに倣い、原則として、不落随意契約は行っていない。

参考：平成17年8月29日国地契第46号 国土交通省通知「不落随契の原則廃止等その厳正化について」

(9) 不契約

第9号 落札者が契約を締結しないとき。

**(解説)** 競争入札に付し、落札者は決定したが、その者が契約の締結に応じない場合で、新しく競争入札に付さずに、2番札以下の者と順次価格交渉を行い、交渉が成立した者と契約を締結する場合に認められる随意契約である。この条項も、競争入札に付すことが前提であり、その事後処理として認められているものである。

## **7. 契約情報の公表**

随意契約においては、一部の企業秘密等を除き、随意契約理由、業者選定過程やその理由、見積結果等の契約に関する情報は原則公開することとなり、当然ながらそれらの情報についての説明責任も求められる。

よって、随意契約理由書等の契約に関する文書は、担当者以外の者であっても理解できるように整理し、適正に保存しなければならない。

なお、契約情報の公表にあたっては「入札及び契約に関する情報の公表要領」に準じて行うとともに、なお一層の透明化を図るため、市ホームページにおいても積極的に公表することとする。

- \* 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約を行う場合は、宇治市財務規則第109条の2により公表が義務付けられている。

## **8. 見積徴取に当たっての注意点**

- (1) 原則として見積合わせを実施すること。

公金を財源とする市の調達は、市にとって最も有利な価格による契約に基づき調達されることが必要である。

随意契約においても、競争の理念から契約事務取扱要領に従い見積書を徴取し、市にとって最も有利な価格で見積をした者を契約の相手方とすることが適切である。

- (2) 公平、公正な業者選定の徹底。

見積を依頼する業者は、原則として宇治市入札参加資格者名簿に登録がある業者から選定するなど「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」や「契約事務取扱要領」に基づき選定することとし、同一の業者に偏らず、複数の業者を選定することが必要である。

後日、業者の選定理由が問われることがあった場合、その選定理由を明確に説明できるよう、記録を残すなどの工夫をしておかなければならない。

- (3) 業者への見積依頼は文書で行う。

業者等が業務内容を明確に把握し、見積金額を正確に積算できるよう仕様書等を作成し、業者に送付した上で見積を依頼しなければならない。

業者等にとっては、見積書の作成も一定の負担となるため、見積を依頼する場合は、業務内容をわかり易く明確にし、十分に説明する必要がある。

- (4) 複数の職員により執行すること。

見積を依頼する業者の選定や仕様書の作成は複数の職員により精査しなければならない。また、見積書を開封する際は、開封された形跡がないことを確認した上で複数の職員立会いのもと開封するようにしなければならない。

- (5) 特定の業者に他の業者等の見積書の取りまとめを依頼することは厳禁。

見積書の取りまとめを依頼する行為は、見積合わせの競争性や公正を著しく害する行為であり、官製談合に該当する場合もあり得る。見積書は、必ず見積を依頼した業者それぞれから提出を求めなければならない。

- (6) 特定の業者が事実上有利になるような見積合わせをすることは厳禁。

仕様書や仕様書の根拠となる資料等は、発注者である市が作成すべきものであり、特定の業者に作成させることは不適切な行為である。

また、例えば、長年受注してきた業者の提案に沿った仕様書に基づき見積合わせをするなど、特定の業者が事実上有利になるような見積合わせも不適切であり、絶対に行ってはならない。

これらの行為は、特定の業者との癒着が生じたり、実際にはそのようなことがなかったとしても、他の業者や市民から疑惑を抱かれることとなり、ひいては、市への信頼を損ねることとなる。